



和歌山市内各地区別人口構成割合 (和歌山市ホームページ掲載の2010年度国勢調査確定報より算出)

	14歳以下	15～64歳	65歳以上
本町	8.18%	55.64%	34.65%
城北	7.60%	57.69%	30.10%
広瀬	9.15%	57.63%	31.73%
雄湊	9.22%	56.82%	33.16%
大新	7.41%	53.81%	33.20%
新南	9.39%	58.26%	27.81%
吹上	12.09%	55.82%	30.92%
砂山	12.16%	60.16%	26.66%
高松	12.56%	56.77%	29.91%
雑賀	13.15%	60.76%	25.49%
宮	13.43%	61.16%	23.82%
宮北	11.26%	60.08%	25.60%
四箇郷	13.08%	63.93%	22.27%
中之島	10.43%	57.60%	29.41%
芦原	11.15%	56.65%	31.35%
雑賀崎	8.99%	51.89%	38.92%
和歌浦	10.69%	55.16%	33.62%
宮前	12.52%	59.61%	26.24%
湊	11.97%	61.13%	26.28%
野崎	12.26%	61.63%	24.52%
三田	13.79%	61.85%	22.94%
名草	13.38%	61.39%	23.51%
松江	12.97%	60.73%	25.50%
木本	11.70%	65.29%	21.76%
貴志	18.08%	64.97%	14.70%
楠見	12.52%	64.30%	22.20%
西和佐	13.52%	61.82%	23.07%
岡崎	12.77%	61.11%	25.11%
西脇	14.55%	60.61%	23.72%
安原	14.30%	59.98%	25.22%
和佐	14.41%	61.38%	23.47%
東山東	11.62%	56.32%	31.62%
西山東	12.29%	62.99%	24.24%
有功	12.47%	63.81%	22.93%
直川	12.43%	58.58%	28.08%
川永	16.27%	57.60%	25.74%
小倉	13.15%	60.89%	25.93%
加太	8.42%	54.46%	37.06%
紀伊	11.14%	57.84%	30.04%
山口	10.68%	57.02%	32.27%
今福	11.08%	55.84%	31.73%
田野	6.58%	40.34%	53.08%
市全体	12.62%	60.67%	25.42%

## これから街はどうなる？ 地域づくりは「先」を見ておこなえ？！

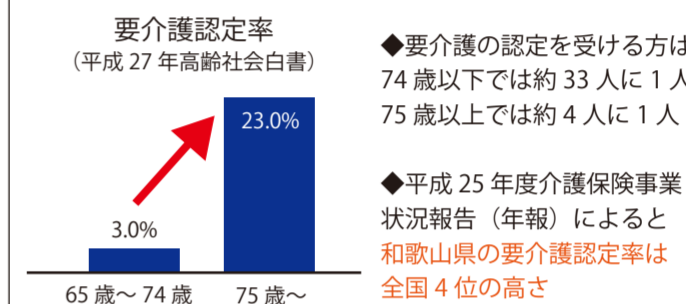
**地区別人口構成**  
左図は、やや古くありませんが、6年前に実施された前々回の国勢調査確定報を元に、和歌山市全42地区の人口構成を年少人口（0～14歳）、生産人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）に分類したものです。

一番下の「市全体の割合と比較して高いところに色を付けています。年齢が正しく求められなかった調査票が全体の1%ほどあることから、各地区の合計傾向がわかります。

**高齢化が進んでいる地域では**  
65歳以上の人口割合を、65～74歳と75歳以上の2区分と比較すると、75歳以上の人口割合が高かった地区が19地区にのびりました。

「平成27年版高齢社会白書」によると、75歳以上の方で要介護認定を受けた方は23.0%。65～74歳の方で要介護認定を受けた方は3.0%となっており、75歳を超えると、要介護認定を受ける方が急激に増加することがわかります。したがって、75歳以上の人口割合が高い地区で

「今後のまちづくりは行政だけに頼るわけにはいかない、だから地域で住民が主体的に公益的な活動に参加すること」が大切、ということ。この「わかつく」の記事で一貫して取り上げてきた姿勢ですが、さて、ここ和歌山市。今後のような予想されるのかをひも解きながら、まちづくりに必要な視点をもう一段踏み込んでいくつかご提供します。



**【介護保険制度の改定とそれに向けた対応】**  
・「要支援」の方へのサービスが介護保険から切り離され、市町村事業に移管（和歌山市は2017年4月実施予定）。当初は移行措置にとられる見込みだが、**地域での支えあい・助け合いによるサービスや、有償・無償ボランティアの活用によるサービス**などへ徐々に移行  
・「要支援」の方が「要介護」にならないような取り組み、現在健康な方が「要支援」にならないような取り組みが今後ますます求められる  
・行政財源の硬直化もあり、**市民主体の取り組み**がますます重要になるとみられる  
(例) 健康づくり体操などによる体力維持、いわゆる「地域の居場所」の設置による外出機会の創出、住民相互の助け合いによる家事支援等「ちょっとした困り事」を地域で解決できる仕組みづくり、生きがいづくり、など

は、介護を受けられている方への支援のほかに、現在健康な方が介護が必要な状況に陥らないような事業の優先度合いが他地域に比べて高いということがわかりました。なお、和歌山県の要介護認定率は全国4位の高さ。要介護認定率を上げないための工夫は官民それぞれ求められようかと思われま。

### みんなでつくる情報板 わかやまイベントボード

- 「陸奥宗光外務大臣」の功績を教育に活かすシンポジウム  
和歌山生まれで多大な功績を残した陸奥宗光。彼の功績を教育にどう活かすか考えます。  
日時 7月16日(土) 14:00～16:15  
場所 和歌山ビッグ愛大ホール  
講師 鍋島豊さん(文部科学省大臣官房総務課広報室長)、和田幸浩さん(外務省北米局北米第一課課長)ほか  
参加費 無料(事前申込み必要)  
問い合わせ・申し込み 実行委員会(073-472-5619、FAX 073-476-4589、メール info@mune-mitsu-hokori.org)
- 狩猟の魅力研修 狩猟生活の始め方  
狩猟の魅力やジビエ料理などについての講演のほか実演、試食も。  
日時 7月23日(土) 13:30～16:30  
場所 JAわかやま中央営農センター(和歌山IC近く)  
参加費 無料(事前申込み必要)  
定員 80名(先着順)  
締切 7月21日(木)  
問い合わせ・申し込み 和歌山県庁農業環境・鳥獣害対策室(073-441-2906)
- 災害時のメンタルヘルズ講座  
大規模災害とこころの健康について考えます。  
日時 7月23日(土) 13:00～17:00  
場所 和歌山県民文化会館小ホール  
講師 中大輔さん(日本赤十字社和歌山医療センター神経救急部長)、高橋祥友さん(筑波大学教授)ほか  
参加費 無料(事前申込み必要)  
問い合わせ・申し込み 心のSOSサポートネット(FAX 050-3730-2286、メール info@coco)
- 集中訓練プログラム説明会  
働きたいけど自信がない。何かきっかけがほしい。ビジネスマナーを知りたい。そんな方9月からの2か月の訓練研修を実施します。その説明会です。  
日時 7月25日(月) 14:00～15:00  
場所 プレスユーカーレッジ(和歌山市雑賀町57)  
参加費 無料(事前申込み必要)  
問い合わせ・申し込み 若者サポートステーションわかやま(TEL 073-427-3500 FAX 073-427-3501、平日10時～18時)

このほかの情報もたくさん掲載！「わかやまイベントボード」URL  
PC版 http://eventboard.shiminjuku.jp/ 携帯電話版 http://eventboard.shiminjuku.jp/m/

## NPO 紙上講座 (36) NPO 法人をつくろう！⑩

A NPO 法人に寄附したら税制優遇が受けられるの  
かって聞かれたんだけど？  
B 一般の NPO 法人に寄附をしても、寄附をした側には税制上のメリットはないんだ。会社法人であれば資本金や収益の額によって NPO 法人への寄附を税法上の費用として処理できるかもしれないけど、それも微々たる額だし。  
A そうなんだ。じゃあ NPO 法人への寄附は税制優遇の対象にならないんだね。  
B いや「認定 NPO 法人」であれば、税制優遇が受けられるよ。  
A 「認定 NPO 法人」？ 認証じゃなくって？  
B そう「認定」。特に公益性が高く、組織運営が適正である、ということを経営者が確認できれば認定され、認定 NPO 法人へ寄附した場合、税制優遇が受けられることになっているんだ。  
A 具体的にはどんな優遇なの？  
B まず個人が認定 NPO 法人に寄附をした場合は、寄附した額から 2,000 円を差し引いた額の最大 50%

が確定申告により還付され、法人が認定 NPO 法人に寄附をした場合は、税法上の費用として処理できる金額が増える(これを「特別損金算入限度額」といいます) ことになっているんだ。  
A ということは、個人が 1 万円を寄附したとすると、2,000 円を差し引いて 8,000 円、その最大 50% っていうことは 4,000 円が還付される、ってことか！  
B その通り。この還付の割合は世界でも最大級とされているんだ。  
A ほかに優遇があるの？  
B 相続財産を認定 NPO 法人に寄附した場合、寄附した分は相続税が非課税になると、認定 NPO 法人自身も法人税の課税対象になる事業を行っている場合に事実上の減税が受けられる「みなし寄附金」という優遇措置が設けられているんだ。  
A ええ、認定 NPO 法人になると結構いろいろ恩恵がありそうだね。でもこれだけの恩恵を受けようとするとなると条件が厳しかったり、手続きがたいへんだったりするのかなあ…。

B 税制優遇を受けられるようになるんだから、それなりに、はね。  
A ちなみに条件はどんなの？  
B 一番大きいのは、幅広い方から寄附金を受けられているかどうか、という基準だね。パブリックサポートテスト (PST) というんだけど、(1) 年間 3,000 円以上の寄附を 100 人以上から受けていること、(2) 総収入額の 20% 以上が寄附金収入であること、(3) 地方自治体が条例で定める条件をクリアしていること(ただし和歌山県内では該当なし)、のうちどれか 1 つに該当することが必要だ。  
A 3,000 円以上 100 名以上というのも、総収入の 2 割以上が寄附金収入というのも、それだけでハードルが高い感じがするなあ。  
B いきなりは厳しい！という団体のために、設立 5 年以内の NPO 法人に限り「仮認定 NPO 法人(※)」という制度があり、PST 以外の基準を満たしていれば寄附金税制を 3 年間受けられるので、試しにチャレンジすることはできる。ただし、相続税非課税と「みなし寄附金」は適用対象外になることと、1 回しかなることができないので注意は必要だ。  
※ 来年を目処に「特例認定 NPO 法人」に改称予定